

石巻市監査委員告示第7号

令和2年5月21日付け石巻市監査委員告示第6号で公表した半島復興事業部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和2年6月3日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

石 漁 整 第 6 2 号  
令和 2 年 5 月 2 8 日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿  
石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿  
石巻市監査委員 安 倍 太 郎 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 5 月 2 1 日付け 1 石監第 3 3 号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、下記とおり措置を講じたので通知します。

記

平成 3 0 年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
漁業集落整備課 【基本的事項】 文書事務において、回議用紙の発送日付記載欄に発送日の記載がなく、発送者の押印が漏れているものが散見されたので、文書取扱規程に基づき適正に処理すること。 なお、本件は前回の定期監査で指導した内容であり、改善を強く求める。	指摘のありました発送日の記載漏れ及び発送者の押印漏れについては、前回の定期監査で指導されたにも関わらず、改善に係る検討が十分にできていなかったことによるものです。 再発防止に向けて所属職員に対し、文書取扱規程等を遵守し適正に処理するよう指導しました。 今後は、文書主任による審査を強化するとともに、職員一人一人が決裁過程においてチェックする体制の確保を図り、適正な文書事務に努めます。